

報道関係者 各位

## 令和 7 年 15 週からの警報・注意報の取扱いについて

これまで国立感染症研究所（現国立健康危機管理研究機構：JIHS）が設けていた警報・注意報基準は、過去数年分の感染症発生動向調査から検討・設計されたものですが、今般、定点医療機関数の変更により、厚生労働省から令和 7 年 4 月 7 日以降は当てはめることができない旨が示されました。

本県においては定点医療機関数に大きな変更がなく、また、特定の感染症患者数が増加した際に注意喚起を行うことは、引き続き必要と考えています。

そのため、国から明確な方針や基準が示されるまでは、従前の値を参考値としたうえで、引き続き注意喚起を行うものとしました。

つきましては、県民の皆様への注意喚起に引き続き御協力くださるようお願いいたします。

(参考) 注意喚起公表資料イメージ

令和 7 年 1 月 1 5 日  
山形県健康福祉部健康福祉企画課

報道関係者 各位

**インフルエンザ警報の発令について**

山形県感染症発生動向調査 令和 7 年第 2 週（1 月 6 日～1 月 12 日）におけるインフルエンザ定点医療機関（県内 42 ヲ所）からのインフルエンザ患者報告数が、一定点あたり 32.62 となり、インフルエンザ警報の基準（一定点あたり 30）以上となったことから、本日、県内全域に「インフルエンザ警報」を発令します。

つきましては、県民の皆様への注意喚起に御協力くださるようお願いいたします。



令和 7 年 〇 〇 月 〇 〇 日  
山形県健康福祉部健康福祉企画課

報道関係者 各位

**インフルエンザ患者数増加に伴う注意喚起について**

山形県感染症発生動向調査 令和 7 年第 〇 週（〇 月 〇 日～〇 月 〇 日）における定点医療機関（県内 〇 ヲ所）からのインフルエンザ患者報告数が、一定点あたり 〇 〇 . 〇 〇 となり、インフルエンザ警報レベル（参考値）（一定点あたり 30）以上の感染者数となりました。

つきましては、県民の皆様への注意喚起に御協力くださるようお願いいたします。

問合せ先 健康福祉部健康福祉企画課  
課長補佐 濱本 幸樹  
023-630-2292  
広報監 健康福祉部次長 菅原 正春